# 介護事業所ICT導入支援事業概要

#### 1 事業内容

介護保険事業所がICT機器等を導入した場合に、事業者からの申請に基づき購入 等に係る経費の一部を補助する。

### (1) 導入機器等の要件

- ア 導入するソフトウェアは、記録業務、情報共有業務(事業所内外の情報連携含む。)、 請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること(転記等 の業務が発生しないこと)。また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入 済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により、一気通貫となる (転記等の業務が発生しなくなる)場合も対象とします。
- イ 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等(居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。)の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。
- ウ 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等 やバックオフィス業務用のソフトを導入することのみも対象とします。ただし、タ ブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、 業務にのみ使用すること(補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業 務用であることを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行うなど事 業所において工夫してください)。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリ ティ対策を講じること。
- エ 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること(有償・無償を問わない)。また、研究開発品でなく、企業が保証する商用の製品であり、販売価格等が公表されており、一般に購入又はリース等できる状態にあること。
- オ 本事業によりICTを導入した事業所においては、「科学的介護情報システム Long term care Information system For Evidence; LIFE(ライフ。以下「LIFE」という。)」による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること
- カ 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「 $\star$ 一 つ星」または「 $\star$  $\star$ 二つ星」のいずれかを宣言すること。

### (2) 対象機器等

- ・タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア購入費又はリース代
- ・ソフトウェア購入費又は使用料(LIFE対応のための改修経費も含む。)
- ・事業所内で情報共有に使用するインカム機器購入費又は使用料(介護ロボット導入 支援事業の対象となる場合を除く。)
- ・介護ソフトやタブレット端末等の運用に必要なネットワーク機器(Wi-Fi等)の購入費及び設置費(介護ロボット導入支援事業の対象となる場合を除く。)
- クラウドサービス利用料
- 保守・サポート費
- 導入設定費、導入研修費
- ・セキュリティ対策費

- ・ICT 導入に関する他事業者からの照会に応じた経費
- ・バックオフィス業務ソフトの購入費又は使用料 (既に介護ソフトによって一気通貫 となっている場合に限る) 等

#### (3)補助対象額

補助対象経費の実支出額の合計に補助率「3/4(※)」又は「1/2」を乗じた額と事業所の職員数に応じて下表の補助上限額と比較して少ない方の額。

職員数	補助上限額
1 名以上 10 名以下	100万円
11 名以上 20 名以下	160万円
21 名以上 30 名以下	200万円
31 名以上	260万円

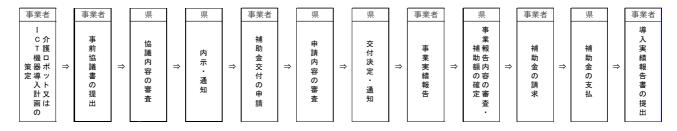
※補助率 3/4 の適用を受けようとする場合は、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ア LIFE にデータ提供を行っていること
- イ 同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関において居宅サービス 計画書等のデータ連携を行っていること
- ウ 導入計画書において文書量の半減を見込んでおり、削減する文書や具体的な枚数 等を明示していること

#### 2 申請手続等

ICT機器の導入を希望する事業者は申請の事前に協議を行い、県から示される内示額の範囲内で申請を行い、県は協議内容を審査し、対象となる事業所に対して内示する。

事業者は内示を受けた事業所・施設等について申請を行い、県は申請内容を審査し補助を行う。



なお、ICT機器を導入する事業者は、介護従事者の負担軽減及び業務の効率化のため、①導入する意義・目的、②達成すべき目標、③期待される効果等(※2)を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護事業所等の参考となるべき内容を記載したICT機器導入計画を作成し、広く周知することする。また、導入年度及び導入翌年度には、上記計画の進捗状況及び導入の効果を厚生労働省に報告するとともに、広く周知することとする。

- ※2 補助率3/4の適用を受けようとする場合は、併せて以下の項目のいずれかを記載又は添付すること
  - ア LIFE 利用申請の受付のはがきの写し又はメールの写し及び介護ソフトがCSV連 携の標準仕様を実装していることを示すカタログ等
  - イ 他事業所とのデータ連携有無及び連携内容、連携先の事業所名
  - ウ 介護ソフト等を導入することにより半減させる文書の種類や具体的な枚数等

## 3 協議書募集期間 2022 年 8 月 23 日 (火) から 2022 年 9 月 21 日 (水) まで

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力お願いします。 (郵便事故防止のため、特定記録または簡易書留をおすすめします。)

※交付申請書の提出期限は、内示の際にお知らせします。

担当:愛知県福祉局高齢福祉課

介護保険指定・指導グループ

電話:052-954-6289 (ダイヤルイン)